

船舶事故調査報告書

平成24年1月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成22年8月22日（日） 09時45分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部の北比良沖 滋賀県大津市所在の男松三等三角点から真方位219°750m付近 （概位 北緯35°13.4 東経135°57.5'）
事故調査の経過	平成22年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	水上オートバイ マスト、0.2トン 294-23569滋賀、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.20kW、平成19年3月 船長 男性 24歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年12月19日 免許証交付日 平成20年12月19日 （平成25年12月18日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（被引浮体搭乗者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、1人の男性（以下「搭乗者」という。）が腰を掛けて乗った浮き輪を約15mのロープでつなぎ、琵琶湖南西部の比良川河口付近の砂浜から出発して沖に向けて約30km/hの速力でけん引した。 船長は、砂浜から約50mのところまで左旋回を開始しようとした際、平成22年8月22日09時45分ごろ搭乗者がバランスを崩して落水し、負傷して救急車で病院に搬送され、右上腕部打撲と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：湖面 少し波があった。
その他の事項	船長は、操縦していた本船に専属の後方見張りを乗船させていなかった。 本船の最大搭載人員は、旅客2人、船員1人の合計3人であった。 滋賀県琵琶湖等水上安全条例には、プレジャーボートの操船者は、水上スキー等に人を乗せてけん引する場合は、当該プレジャーボートの同乗者に監視させる等後方の安全の確認に努めなければならないと定められており、本船は、この条例が適用される。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、琵琶湖南西部の比良川河口沖において、搭乗者が腰を掛けた浮き輪をけん引して遊走中、船長が、左旋回を開始しようとした際、後方の安全を確認する手段を講じていなかったことから、搭乗者がバランスを崩したことに気付かずに旋回を始め、搭乗者が落水して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖南西部の比良川河口沖において、搭乗者が腰を掛けた浮き輪をけん引して遊走中、船長が、左旋回を開始しようとした際、後方の安全を確認する手段を講じていなかったため、搭乗者がバランスを崩したことに気付かずに旋回を始め、搭乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浮き輪に人を乗せてけん引する場合は、同乗者に監視させるなどの方法により、後方の安全確認に努めること。	